

因明正理門論研究〔四〕

桂 紹 隆

5. 喩及似喩今我当説。

説因宗所随 宗無因不有⁽¹⁾
此二名譬喩 余皆此相似⁽²⁾ <K.11>
⁽³⁾

(1)義浄訳「我今」。 (2) = NM K. 4ab. (3) = PS IV. 2 = Daśavaikālikasūtra-vṛtti 34B = Viśeṣāvaśyakabhāṣya-vṛtti 154B: sādhyenānugamo hetoḥ sādhyābhāve ca nāstitā, khyāpyate yatra dṛṣṭāntaḥ sa sādharma taro dvidhā, Jambuvijaya[15] pt. 1, Ṭip. 133; ab = NV 137, Tucci[4] fn. 66; Cf. Kāvyaśālikā V. 27: sādhyena liṅgānugatis tadabhāve ca nāstitā, khyāpyate yena dṛṣṭāntaḥ sa kilānyair dvidhocyate, 小林[20] fn. 18.

〔和訳〕 さて、〈喩例〉 (dṛṣṭānta) と 〈間違つた喩例〉 (dṛṣṭāntabhāsa) とを説明しよう。

証因が〈論証さるべき属性〉 (pakṣa) によって随伴されることと、〈論証さるべき属性〉が無い時証因も無いことが述べられる場合、この両者を喩例と呼ぶ。他は皆これと似て非〔なる喩例〕である。(第11偈)

〔注記〕 既に〈主張〉と〈間違つた主張〉 (NM §§ 1. ~1.4.)、〈証因〉と〈間違つた証因〉 (NM §§ 2. ~4.6.) が説明されたので、以下〈喩例〉と〈間違つた喩例〉が説明されるのである。ここ NM 第11偈では、〈類似〉と〈非類似〉の二喩例が、〈肯定的随伴〉 (anvaya) と〈否定的随伴〉 (vyatireka) によって定義づけられるだけであるが、PS(V) 第IV章では、それに先行する第一偈で、論証式中の〈証因〉は「証因が〈主張の主題〉の属性であるこ

と」を示すのに対して、〈喩例〉は証因の他の二条件、すなわち「〈同例群〉の少なくとも一部に存在すること」と「〈異例群〉に全く存在しないこと」とを提示すると言われる。(PS IV. 1: trirūpo hetur ity uktaiṃ pakṣadharme ca sarīsthitāḥ, rūḍhe rūpadvayaṃ śeṣaiṃ dṛṣṭāntena pradarśyate = Vādan-yāya-ṭikā 88 (ed. Swami D. Shastri), Jambuvijaya[15] pt. 1, Ṭip. 133) そのようにして、論証式中の〈喩例〉の必要性が説かれたのである。

5.1. 喩有二種、同法異法。⁽¹⁾同法者謂、立声無常勤勇無間所發性故、以諸勤勇無間所發皆見無常、猶如瓶等。異法者謂、諸有常住見非勤勇無間所發、如虚空等。⁽²⁾

前是遮詮、後唯止濫。由合及離比度義故。⁽³⁾由是雖對不立実有太虚空等、而得顯示無有宗処無因義成。⁽⁴⁾

- (1) Cf. PS IV. 2d, §5 注(2)参照。(2)≡PSV 148a⁷⁻⁸: re zhig chos mthun pas ni sgra mi rtag ste rtsol ba las byung ba'i phyir ro. gang rtsol ba las byung ba de ni mi rtag par mthong ste dper na bum pa bzhin zhes bya ba dang, chos mi mthun pas rtag pa ni rtsol ba las byung ba ma yin par mthong ste nam mkha' bzhin zhes bya ba lta bu'o, 北川[14] fn. 492; Skt. reconstruction by Jambuvijaya[15] pt. 1, Ṭip. 134; cf. NP § 2.3. (3)≡PSV 60a⁶⁻⁷ (cf. 148b²): snga ma ni ma yin par dgag pa yin la phyi ma ni med par dgag pa yin par brjod do, 北川[14] fn. 498. (4)=PSTikā (Peking No. 5766) 243b³: rjes su 'gro ba dang ldog pa dag gis don rjes su dpong pa'i phyir ro. (5) Cf. PSV 148b²⁻³: de ltar na rtag pa khas ma blangs kyang chos mi mthun pa'i dpe grub pa yin no, 北川[14] fn. 498.

〔和訳〕 喩例には〈類似〉と〈非類似〉の二種がある。〈類似の喩例〉とは、「音声は非恒常的である。意志的努力の所産であるから」と主張する時の、「およそ意志的努力の所産であるものは、非恒常的であると経験される。例えば瓶等の如し」である。〈非類似の喩例〉とは、「およそ恒常的なものは、意

志的努力の所産ではないと経験される。例えば虚空等の如し」である。

前者は〈相対否定〉 (paryudāsa) であり、後者は〈純粹否定〉 (prasajya-pratiṣedha) である。それぞれ〈肯定的随伴〉と〈否定的随伴〉によって対象を推理させるからである。従って、〔〈非類似の喩例〉は、純粹否定だから〕虚空等〔の異例群〕を實在として認めない者 (=Sautrāntika, PŚīkā 243b⁵) と対論する場合でも、〈論証さるべき属性〉 (e.g. 非恒常性) が無い所には〈証因〉 (e.g. 意志的努力の所産性) も無いこと (=否定的随伴) が成立することを顯示しうるのである。

〔注記〕 〈類似〉と〈非類似〉の二喩例については、先に NM § 1.4. の〔注記〕において、特にその形式的な側面に触れた（前稿〔一〕 pp. 117~119 参照）。両喩例を例示する論証式として、以下のものがあげられる。

(15) 〈主張〉「音声は非恒常的である」

〈証因〉「意志的努力の所産であるから」

〈類似の喩例〉「およそ意志的努力の所産であるものは、非恒常的であると経験される。例えば瓶等の如し」

〈非類似の喩例〉「およそ恒常的なものは、意志的努力の所産ではないと経験される。例えば虚空等の如し」

「……と経験される」という表現は、Dignāga 論理学の「帰納的」性格を明示するものであろう。

両喩例がそれぞれ〈肯定的随伴〉と〈否定的随伴〉とをその本質とすることは言うまでもない。Dignāga は両喩例を〈相対否定〉と〈純粹否定〉という二種の否定に対応させる。（二種の否定については、Y. Kajiyama, “Three kinds of affirmation and two kinds of negation in Buddhist philosophy,” WZKS 17, 1973 参照）Nyāyakośa の例を依用すれば、〈相対否定〉とは、「バラモンに非ざるものを連れて来い」(abrāhmaṇam ānaya) という言明における「バラモンに非ざるもの」という表現のように、単なる否定ではなく、その否定の含意する所の肯定(例えば、クシャトリヤ等)を意味する。それに対し

て、〈純粹否定〉は、「チャイトラは料理しない」(caitro na pacati) における「料理しない」という表現のように、単なる否定を意味し、何か対立する肯定を含意しない。否定辞 (a-/na) が前者において名詞（複合語）につき、後者において動詞につくのが特徴的である。さて、目下の喩例で問題となるのは「非恒常的」(anitya) という表現であろう。〈類似の喩例〉において、それは「恒常的でないもの」すなわち〈瞬間的存在〉(kṣaṇika) である「瓶等」の存在を含意する。他方、〈非類似の喩例〉において、「およそ恒常的なもの」という表現は実は「およそ非恒常的でないもの」と言われるべきであり、それは〈純粹否定〉であり、恒常的なもの、例えば虚空等の実在を含意しない。従って、虚空等の〈異例群〉を認めぬ者と対論しても証因の第三条件が成立するという訳である。同様の問題は、既に NM §3.4. (前稿〔二〕 pp. 129-130) に触れられている。なお北川[14] 242-3 には私見とは異なる解釈が見られる。

5.2. 復以何縁第一説「因宗所隨逐」、第二説「宗無因不有」、不説「因無宗不有」耶。⁽¹⁾

由如是説能顯示因同品定有異品遍無。非顛倒説。⁽²⁾

又説頌言。

応以非作証其常 或以無常成所作

若爾応成非所説 不遍非衆等合離 <K.12>

如是已説二法合離順反兩喩。

(1) = PSV 148b³⁻⁴: gal te gcig la ni gtan tshigs bsgrub bya'i rjes su 'gro bar bshad la, gnyis pa la ni bsgrub bya med na gtan tshigs med pa yin gyi gtan tshigs med na bsgrub bya med pa ma yin no zhes bya 'ba la rgyu ci zhig yod ce na, Tucci[4] fn. 69. (2) = PSV 148b⁴: de lta na gtan tshigs mthun pa'i phyogs nyid la yod pa dang, bsgrub bya med pa la med pa nyid bstan par nus pa yin gyi bzlog pas ni ma yin no, Tucci, *loc. cit.* (3) = PS IV. 4 = Vādanyāyāṭikā 8: nityatā 'kṛtakatvena nāsitvād vātra kāryatā, syād anuktā kṛtā 'vyāpitā 'niṣṭā ca samānvaye, (emended by)

Jambuvijaya[15] pt. 1, Tip. 134; cf. PSV 148b⁷ ff., 北川[14] 246ff.

〔和訳〕〔反論〕「ところで、何故最初〔の喩例〕は“証因が〈論証さるべき属性〉によって随伴されること”を述べ、第二〔の喩例〕は“〈論証さるべき属性〉が無い時証因も無いこと”を述べて、“証因が無い時〈論証さるべき属性〉も無いこと”を述べないのか？」

〔答〕 そのように述べると、“証因が〈同例群〉にのみ存在し、〈異例群〉には決して存在しないこと”を顕示しうるが、〔両喩例における証因と〈論証さるべき属性〉の順序を〕逆に述べれば、〔正しい証因の第二・第三条件を顕示しえ〕ない。

又、詩頌を述べる。

〔両喩例における〕〈肯定的随伴〉と〈否定的随伴〉〔の構成要素の順序〕が等しい場合、「作られぬものという性質」によって「恒常性」が、又「非恒常性」によって「作られたものという性質」が、それぞれ〔〈論証さるべき属性〉としては〕述べられていないのに論証されることになるだろう。又、〔証因が〈論証さるべき属性〉を〕遍充しない場合、望ましくない結果となるだろう。（第12偈）

以上、〔論証するものとされるものという〕二属性の〈肯定的随伴〉と〈否定的随伴〉である〈肯定的〉と〈否定的〉両喩例を説明しおえた。

〔注記〕 既に NM §§ 1.4, 2.8. で議論されたことであるが、ここで再び論証式中の〈喩例〉の正しい定式化の問題がとり上げられている。その要点は、〈類似の喩例〉と〈非類似の喩例〉が換質換位の関係になければならないということである。この反論者は、両喩例が単に換質の関係であればよいと考えているが、Vātsyāyana の Nyāyabhāṣya (ad Ia 35) 等を参照すると Nyāya 学派が対論者であること十分可能であろう。（服部和訳『バラモン教典』所収 p. 375 注(2)参照）

第12偈では、先に NM § 4.1. (前稿〔三〕 p. 67) で〈正しい証因〉とされ

た「九句因」中のⅡとⅧが関わる論証式(2)'と(5)が問題となっているのである。(2)'の〈類似の喩例〉「およそ作られたものは非恒常的である」を単に換質して「およそ作られぬものは恒常的である」という〈非類似の喩例〉を立てれば、「作られぬものという性質」によって、「…は恒常的である」という論証しようと意図しなかったことを論証することになる。又、〈非類似の喩例〉「およそ恒常的なものは作られたものではない」を単に換質して「およそ非恒常的なものは作られたものである」という〈類似の喩例〉を立てれば、「非恒常性」によって、「…は作られたものである」という全く意図せぬことを論証することになり、いずれにせよ「音声は非恒常的である」という〈主張〉を論証することにならない。さらに、(5)の証因「意志的努力の所産性」は、〈論証さるべき属性〉である「非恒常性」の全領域を遍充する訳ではない。例えば「稲妻」のように、非恒常的でありながら、意志的努力の所産ではない自然現象が存在するからである。従って、(5)の〈類似の喩例〉「およそ意志的努力の所産であるものは非恒常的である」を単に換質して「およそ意志的努力の所産でないものは恒常的である」という〈非類似の喩例〉を立てれば、稲妻等が恒常的であるという望ましくない結果を招くのである。要するに Dignāga は両喩例を構成する〈肯定的随伴〉と〈否定的随伴〉とが換質換位の関係になければならないことを述べているのである。

本節末の「順反両喩」という表現は難解であるが、NM §2.9.に見られる「順成反破」(vitāvitau)に類する表現であろう。

5.3. 「余此相似」是似喩義。何謂「此余」。謂、於是処所立能立及不同品、雖有合離而顛倒說、或於是処不作合離唯現所立能立俱有異品俱無。⁽¹⁾

如是二法或有随一不成不遣、或有二俱不成不遣。如立声常無触对故、同法喩言、諸無触对見彼皆常、如業、如極微、如瓶等。⁽²⁾異法喩言、謂諸無常見有触对、如極微、如業、如虚空等。⁽³⁾

由此已說、同法喩中有法不成、謂对不許常虚空等。⁽⁴⁾

(1)対応する PSV と比較すると、ここに「不成」の如き否定句が脱落している

ように思われる。(2) Cf. PS IV. 13: gtan tshigs bsgrub bya gnyis ldan min, rjes 'gro bzlog pa gnyis dag ste, de yi mi mthun phyogs bsal dang, rjes 'gro med pa der snang ba'o, Tucci[4] fn. 72. (3)≡PSV 152a⁶⁻⁷: de la gtan tshigs dang mi mthun (→ldan) pa ni sgra rtag ste lus can ma yin pa'i phyir rdul phra rab bzhin no. bsgrub bya dang mi ldan pa ni las bzhin no. gnyi ga dang mi ldan pa ni bum pa bzhin no zhes bya ba lta bu'o, 北川[14] fn. 617; Cf. PS-Tika 256b^{8ff}. (4)≡PSV 152a⁷⁻⁸: chos mi mthun pa'i dpe la yang gang mi rtag pa de ni reg bya dang (mi) ldan par mthong ste dper na las dang dper na rdul phra rab dang dper na nam mkha' lta bu'o, 北川[14] fn. 619 (5)≡PSV 152a⁸: chos' mthun pa brjod pa'i dpe 'dis ni nam mkha' la sogs pa rtag par khas len par mi byed na chos can ma grub par brjod pa spangs pa yin no, 北川[14] fn. 620.

〔和訳〕 「他は皆これと似て非〔なる喩例〕である」(K.11) というのは<間違った喩例>の意味である。「この他とは何か?」(i)<論証さるべき〔属性〕>・<論証する〔属性=証因〕>及びその両者の否定(不同品)〔を欠く喩例〕、(ii)<肯定的随伴>と<否定的随伴>とが有っても逆に述べられている〔喩例〕、あるいは、(iii)<肯定的随伴>と<否定的随伴>とを表わさず、ただ<論証さるべき〔属性〕>と<論証する〔属性〕>とが〔<同例群>に〕共存することと、<異例群>にいずれも存在せぬことを示すだけである〔喩例〕。

このような〔論証するものとされるものという〕二属性の、いずれか一方が〔喩例に〕存在しないか、排除されない場合と、両方共存在しないか、排除されない場合とがある。例えば、「音声は恒常的である。触れることができないから」と立てて、<類似の喩例>に「およそ触れることができないものは恒常的であると経験される。例えば行為の如し。原子の如し。瓶等の如し」と述べ、<非類似の喩例>に「およそ非恒常的なものは触れることができると経験される。例えば、原子の如し。行為の如し。虚空等の如し」と述べるように。

以上によって、〈類似の喩例〉中の主題 (dharmin) が存在しない場合、すなわち、恒常的な虚空等を認めない者と対論する場合も、説明されたことになる。

〔注記〕 NM では〈喩例〉の一般的議論の直後、ここに〈間違っただ喩例〉が検討されるが、PSV では後続する〈喩例〉に関する個別的議論——二喩例が必要か否か等——の後に、最後に〈間違っただ喩例〉が取り扱われる。なお本節冒頭に見られる「於是処」という表現は、Locative Bahuvrihi を分析的に示す 'yatra' もしくは 'yasmin' という語の翻訳であろう。(Cf. 宇井[3]615-6)

対応する PSV 及び NP §§ 3.3.1. ~2. を参照すると、Dignāga が十種の〈間違っただ喩例〉を考慮していることがわかる。すなわち、(i) — ①〈類似の喩例〉が〈論証さるべき属性〉を欠くもの、②証因を欠くもの、③その両者を欠くもの、④〈非類似の喩例〉で〈論証さるべき属性〉が排除されないもの、⑤証因が排除されないもの、⑥その両者が排除されないもの、(ii) — ①〈類似の喩例〉の〈肯定的随伴〉が順序逆に述べられているもの、②〈非類似の喩例〉の〈否定的随伴〉が順序逆に述べられているもの、(iii) — ①〈類似の喩例〉の〈肯定的随伴〉が明確に述べられぬもの、②〈非類似の喩例〉の〈否定的随伴〉が明確に述べられぬものである。Dignāga は最初の六個を例示するのに「九句因」中の IX を用いている。

(2) 〈主張〉「音声は恒常的である」

〈証因〉「触れることができないから」

〈類似の喩例〉「およそ触れることができぬものは恒常的であると経験される。例えば、①行為の如し。②原子の如し。③瓶等の如し。」

〈非類似の喩例〉「おそよ非恒常的なものは触れることができると経験される。例えば、④原子の如し。⑤行為の如し。⑥虚空等の如し」

実例①「行為」は触れることのできぬものであるが、恒常性という〈論証さる

べき属性〉を欠いている。②「原子」は恒常的なものと一般に考えられるが、不可触性という証因を欠いている。③「瓶」は触れることもでき、かつ恒常的でもないから、両者を欠いている。従って、いずれも〈類似の喩例〉の具体例としてふさわしくなく、それ故そこに提示される〈肯定的随伴〉は根拠をもたなくなるのである。同様のことが実例④⑤⑥と〈非類似の喩例〉についても指摘することができる。

Dignāga はさらに、(iv) を恒常的なものを全く認めない Sautrāntika 等に対して立て、「虚空の如し」という実例を与えるとしても、この〈類似の喩例〉の主題「虚空」が対論者に認められないから、これも〈間違った喩例〉として処理する。但し、Prāśastapāda のように“āśrayāsiddha”（あるいは“dharmaśiddha”）という独立の〈間違った喩例〉として数えたかどうかは不明確である。

残り四種の〈間違った喩例〉については、NMにその説明を見出さぬ故、PSV の該当箇所から例をとり説明しておこう。(ii) — ①、②は次のような論証式により例示されうる。

(iv)′ 〈主張〉「音声は非恒常的である」

〈証因〉「意志的努力の所産であるから」

〈類似の喩例〉「およそ非恒常的なものは意志的努力の所産である。例えば瓶の如し」

〈非類似の喩例〉「およそ意志的努力の所産でないものは恒常的である。

例えば虚空の如し」

この両喩例を (iv) (前稿〔三〕 p. 67) もしくは (iv)′ (本論文 § 5.1.) の喩例と比較すると、「非恒常性」(=〈論証さるべき属性〉) と「意志的努力の所産性」(=証因) の位置が逆転していることは明白である。NM §§ 5., 5.2. に繰返し述べられたように、正しい喩例は、「証因の〈論証さるべき属性〉による随伴」と「〈論証さるべき属性〉の否定の証因の否定による随伴」という形式で表示されるべきなのである。

(iii) — ①、②に対する PSV の解釈は、Kanakavarman と Vasudhararakṣita

両訳ではかなり相違する（北川[14] fn. 624 参照）が、NP の当該箇所を参考とすると次のような論証式が考えられよう。

(5)''' <主張>「音声は非恒常的である」

<証因>「意志的努力の所産であるから」

<類似の喩例>「例えば、瓶には意志的努力の所産性と非恒常性とが共に見出される」

<非類似の喩例>「例えば、虚空には恒常性と意志的努力の非所産性とが共に見出される」

この両喩例において<肯定的随伴>と<否定的随伴>とが明示されていないことは明らかである。単に<論証さるべき属性>と証因とが<同例群>に見出され、それぞれの否定が<異例群>に見出されることが指摘されるにすぎない。

以上十種の<間違った喩例>は、Tucci が指摘した通り (Tucci[4] fn. 72)、最初の六種が喩例の内容に関わるものであるのに対して、後の四種はその形式の誤謬に関わるものである。NP では NM, PSV と全く同じ十種の<間違った喩例>が列挙され、それぞれ固有の術語名も与えられる。Prašastapāda も基本的にこの十種を認めると共に、上述のように“āśrayāsiddha”という場合を、<類似の喩例>・<非類似の喩例>双方にあげて、総計十二種としている（金倉円照『インドの自然哲学』pp. 191~2 参照）。<異例群>が全く無くても<否定的随伴>が成立すると考える Dignāga にとって、<非類似の喩例>の“āśrayāsiddha”は問題とされぬはずである。Dharmakīrti の NB では、<類似の喩例>・<非類似の喩例>にそれぞれ四種を新たに加えて、総計十八種の<間違った喩例>が列挙される (NB III. 125-136)。今その詳細には立ち入らない。

5.4. 為要具二譬喩言詞方成能立、為如其因但随説一。⁽¹⁾

若就正理応具説二。⁽²⁾ 由是具足顯示所立不離其因。以具顯示同品定有異品
遍無、能正対治相違不定。⁽³⁾⁽⁴⁾

若有於此一分已成、随説一分亦成能立、若如其声両義同許、俱不須説。⁽⁵⁾

或由義准一能顯二。
(6)

(1)≡PSV 150a⁸-b¹: 'on te ci dpe rnam pa gnyis kyis tshig sgrub byed yin ni (→nam), ci ste gtan tshigs bzhin du gang yang rung ba nyid yin zhe na, Tucci[14] fn. 76. (2)=PVSV 11=PVV 264: eṣa tāvan nyāyo yad ubhayaṃ vaktavyam, Gnoli[13] 11; Cf. Vibhūticandra ad PVV I. 16: Nyāyamukha Ācaryeṇōktaṃ sādharmaṃ vaidharmaṃ cōbhayam; Cf. Steinkellner[16] pt. II, 91; Cf. PSV 150b¹: rnam pa gnyi ga yin no zhes brjod de, Tucci, *loc. cit.* (3) Cf. PS(V) IV. 5, 北川[14] 262ff. (4)=PVSV 11=PVV 264: viruddhānaikāntikapratipakṣeṇa, Gnoli, *loc. cit.*; Cf. PSV 150b⁴: de'i phyir gdon mi za bar 'gal ba dang, ma nges pa'i gnyen por gnyi ga yang brjod par bya'o, Tucci, *loc. cit.* (5)≡PSV 150b⁴⁻⁵: gang zhid la cung zad rab tu grub pa yin pa'i phyir gang yang rung ba brjod pa yang sgrub byed yin no. sgra kho na la don gnyis rtogs pa'i phyir ram.....gnyi ga brjod par mi bya'o, Tucci, *loc. cit.* (6)=PVSV 18: arthāpattyā vānyatareṇōbhayapradarśnāt, Gnoli[13] 18; Cf. PSV 150b⁵: gang yang rung bas shugs kyis gnyi ga bstan pa'i phyir, Tucci, *loc. cit.*

〔和訳〕〔反論〕「二種の喩例をもって〔喩例の〕言明は〈論証〉(sādhana) となるのか？ あるいは、証因と同様に、いずれか一方だけを述べればよいのか？」

〔答〕両方〔の喩例〕が述べられるべきだというのが、まずは正しい道理である。これ（＝両喩例）を兼備することにより、〈論証さるべき〔属性〕〉がその証因と不可離であることを顕示し、〔証因が〕〈同例群〉にのみ存在し、〈異例群〉には決して存在しないことを顕示し、〈相容れぬ〔証因〕〉や〈不確定〔の証因〕〉〔が正しい証因だという批判〕を否定できるからである。

もし、ここで〔対論者に両喩例のうち〕一方が既によく知られているなら、〔未だ知られていない〕いずれか一方を述べるだけでも〈論証〉となるであろう。もし、かの音声の場合のように、両方（＝両喩例）が〔対論する〕双方に

承認されているなら、両方を述べる必要はない。〈含意〉(arthāpatti) によって、いずれか一方で両方を顯示しうるからである。

〔注記〕 Nyāya-sūtra, Bhāṣya を見る限り Nyāya 学派では二種の喩例が並記されねばならないと考えてはいない。本節の反論者の意図もそこにある。これに対する Dignāga の答は、原則として〈類似〉・〈非類似〉の二喩例が列挙されねばならないというものである。それによって証因と〈論証さるべき属性〉の間の〈不可離の関係〉が示され、証因が第二・第三条件を満足することが明示されるからである。もしいずれか一方の喩例でよければ、証因の第二条件もしくは第三条件を満足しない〈不確定の証因〉でも正しいものとみなされるだろうし、喩例が全く述べられなければ、両条件を満足せぬ〈相容れぬ証因〉さえも正しいものとみなされるであろう（北川〔14〕263～266参照）。

以上の Dignāga の見解は一見妥当に思われるが、両喩例が換質换位の関係にあり、従って論理的に等価であるという事実を考慮すると、あまり説得力を持たない。彼自身喩例の一方が周知の場合は、他方だけを、両方が知られている場合は、いずれか一方だけを述べればよいというふうに、実際上は譲歩を示している。Dharmakīrti 以降は喩例はいずれか一方で十分であるという考えが定着する。それは、とりもなおさず両喩例が論理的に等価であるからに他ならない。この問題は Dignāga 自身にとって難題であつたらしく、PSV では本節に対応する部分に先行して、長い議論が両喩例が並記される必要があるか否かをめぐって斗わされるのである。

5.5. 又比量中唯見此理。若所比処此相審定、於余同類念此定有、於彼無念此遍無。是故由此生決定解。⁽¹⁾故本頌言。

如自決定已 希他決定生

説宗法相應 所立余遠離 ⁽²⁾<K.13>

為於所比顯宗法性故説因言。為顯於此不相離性故説喩言。為顯所比故説宗言。於所比中除此更無其余支分。由是遮遣余審察等及与合結。⁽³⁾

(1)宇井[3] 621 は大疏等に従い「定遍」と読む。(2)=PSV 150b⁵⁻⁷: rjes su dpag pa la yang tshul 'di yin par mthong ste, gal te rtags 'di rjes su dpag par bya ba la nges par bzung na, gzhan du de dang rigs mthun pa la yod pa nyid dang, med pa la med pa nyid dran par byed pa de'i phyir 'di'i nges pa bskyed par yin no, Tucci[4] fn. 78. (3)=PS IV. 6=PVBh 487: svaniścayavad anyeṣāṁ niścayotpādnecchayā, pakṣadharmatvasambandhasādhyokter anyavarjanam, Hattori[11] Frag. 10; cd=NV 138 宇井[3] 622. (4)次注の PSV を参照すると「所比」を「比量」と読み改めるべきであろう。(5)=PSV 150b⁸-151a²: gang gi phyir phyogs kyi chos nyid bstan pa'i don du gtan tshigs brjod pa dang, yang de'i rjes su dpag par bya ba dang med na mi 'byung ba'i don du dpe brjod pa dang, rjes su dpag par bya ba yin (→bstan) pa'i don du phyogs brjod pa ste rjes su dpag pa'i yan lag gzhan yod pa ma yin no. de'i phyir gzhan dag ni shes pa <r 'dod pa> la sogs pa rnamdang nye bar sbyor ba dang mjug bsdu ba dag 'dir spangs pa yin no, Tucci[4] fn. 80.

〔和訳〕 推理においては、次のような次第を経験するだけである。もし<推理の対象> (anumeya=主題) に関して目下の証相 (liṅga) を確認するなら、〔<推理の対象>と〕同類の他のものにそれ(=証相)が必ず存在することを想起し、それ(=<推理の対象>)が無い所には、これ(=証相)も決して無いことを想起する。従って、これによって決定知 (niścaya) が生じるのである。従って、根本諸頌に次のように言う。

自己が決知したように、他者にも決定知が生ずることを願って、〔論証式中に、証因が〕<主張の主題>の属性であることと、〔<論証さるべき属性>との論理的必然〕関係と、<論証さるべきこと>とを述べる〔のであり、それ〕以外〔の論証構成要素〕は捨て去られる。(第13偈)(服部和訳『哲学研究』462号 p. 41 参照)

<推理の対象>について〔証因が〕<主張の主題>(=<推理の対象>)の属

性であることを顕示するために、〈証因〉の〔論証支の〕言明を述べる。それ（＝主題）について〔証因と〈論証さるべき属性〉との〕〈不可離の関係〉を顕示するために、〈喩例〉の〔論証支の〕言明を述べる。〈推理さるべきこと〉を顕示するために、〈主張〉の〔論証支の〕言明を述べる。推理において、以上〔三者〕を除いて別の構成要素は無い。従って、他の〈知識欲〉(jijñāsā) 等、〈適合〉・〈結論〉は〔推理・論証の構成要素としては〕否定された。

〔注記〕 NM では〈主張〉・〈証因〉・〈喩例〉を〈論証〉(sādhana) の必要不可欠な構成要素と考える。これは後に PSV では改められて、〈主張〉の〈論証支〉としての必然性は否定され、それは Dharmakīrti 以降にも受け継がれていく（前稿〔一〕 pp. 109-110 参照）。今は三つの〈論証支〉の必然性が、推理——PSV の呼び方では〈自己の為の推理〉——の構造に照らして正当化されるのである。

Dignāga は推理の構造・過程を次のように考えている。(i) 〈推理の対象〉（例えば山）における証相（例えば煙）の確認——証因の第一条件と対応——(ii) 〈同例群〉における証相の存在と、〈異例群〉におけるその非存在の想起——第二・第三条件と対応——(iii) その結果としての決定知の生起。自己が推理によって得た決定知を他者にも同じように生ずるのが〈論証〉の目的であるから、〈論証〉の構成要素も推理の構造と対応すべきである。すなわち、(i) 〈証因支〉は証因が第一条件を満足することを示し、(ii) 〈喩例支〉は第二・第三条件を満足すること——〈不可離の関係〉——を示す。(iii) 〈主張支〉は〈論証さるべき内容〉を提示するものである。〈主張支〉は推理に直接的対応を見出しえない。それ故、PSV 以降〈論証支〉としての役割を解かれるのであろう。

Dignāga は最後に、Vātsyāyana が既に否定している〈知識欲〉等の五支と、Nyāya 学派等が一般に認める〈適合〉・〈結論〉の二支を〈論証〉の不可欠な構成要素と認めないと表明している。(Cf. Nyāyabhāṣya ad NS Ia32.

服部和訳 pp. 371~372 参照) 以上と関係する議論は Hetubindu §§4.131~132 にも見出される (Cf. Steinkellner[16] pt. II 40-41)。

5.6. 若爾喻言應非異分、顯因義故。⁽¹⁾

事雖実爾、然此因言唯為顯了是宗法性、非為顯了同品異品有性無性。故須別說同異喻言。⁽²⁾

若唯因言所詮表義說名為因、斯有何失。復有何德。別說喻分是名為德。⁽³⁾

應如世間所說方便與其因義都不相応。⁽⁵⁾

若爾何失。此說但應類所立義、無有功能、非能立義。由彼但說所作性故所類同法、不說能立所成立義。⁽⁶⁾

(1) ⇒ PSV 151a²: 'on te de lta na dpe'i tshig kyang tha dad par mi 'gyur te gtan tshigs kyi don bstan pa'i phyir ro, Tucci[4] fn. 82; Cf. PS IV. 7.

(2) Cf. PSV 151a³⁻⁴: gtan tshigs ni mtshan nyid gsum pa can yin la, bsgrub bya'i chos nyid ni gtan tshigs kyi tshig gis bstan pa yin no. de las gtan tshigs lhag ma bstan par bya ba'i don du dpe brjod pa ni don dang bcas pa yin no, Tucci, *loc. cit.* (3)義淨訳「得」(4) Cf. PSV (ad PS IV. 8abc) 151a⁵⁻⁶: gal te gtan tshigs brjod pas phyogs chos nyid tsam brjod pa yin la, de las gtan tshigs lhag ma rab tu sgrub pa'i don du dpe yan lag tha dad pa nyid yin du zad mod ce na, Tucci, *loc. cit.* (5) Cf. PSV (ad PS IV. 8d) 151a⁶⁻⁷: de lta na ni 'jig rten pa'i sbyor ba bzhin du gtan tshigs dang dpe ma 'brel bar 'gyur ro, Tucci, *loc. cit.* (6) Cf. PSV 151a⁷⁻⁸: de dag gis ni dpe brjod dang, chos mthun 'ba' zhig ston par byed (=PS IV. 9ab). 'jig rten pa'i sbyor ba la ni byas pa'i phyir zhes dpe dang chos mthun pa 'ba' zhig rab tu ston par byed kyi, bsgrub bya sgrub byed nyid ma brjod (=PS IV. 9c). ci ltar yang bsgrub bya sgrub par byed pa'i gtan tshigs yin pa de dag gi sbyor ba la yod pa ma yin te, Tucci, *loc. cit.*

〔和訳〕〔反論〕「もしそうなら、〈喩例〉の言明は独立の〔論証〕支ではないことになるだろう。証因の内容を顯示している〔にすぎない〕から」

〔答〕 そのとおりではあるが、この〈証因〉の言明は、ただ〔証因が〕〈主張の主題〉の属性であることを顯示する為のものであり、〔証因が〕〈同例群〉に存在し、〈異例群〉に存在せぬことを顯示する為のものではない。従って、〈類似〉と〈非類似〉の〈喩例〉の言明が〔〈証因〉の言明とは〕別に述べられねばならない。

〔反論〕 「もし〈証因〉の言明によって言い表わされるべきこと（＝証因の第一条件）のみを“証因”と名づけるなら、どんな欠点があるのか？」

〔答〕 そうすれば、どんな利点があるのか？

〔反論〕 「〈喩例〉の〔論証〕支を独立に述べ[う]るという利点がある」

〔答〕〔そうすると〕世間一般の論証式 (prayoga) のように、それ（＝喩例）が〈証因〉の内容と無関係になってしまうであろう。

〔反論〕 「もしそうなら、どんな欠点があるのか？」

〔答〕 これ（＝世間一般の〈喩例支〉）は、ただ〔それが〕〈論証さるべきもの〉（＝主題）と類似することを述べるだけであり、〔論証〕能力を持たず、〈論証〉という意味を持たない。それによって、ただ「作られたものであるから」という〔〈証因〉と〕類似するものとの類似性 (sādharmya) が述べられるだけであり、〈論証さるべきこと〉の論証は述べられない。

〔注記〕 前節で〈喩例支〉が証因の第二・第三条件を満足することを明示すると述べられたのに対して、それでは〈喩例支〉は〈証因支〉から独立した論証支ではないのではないかという反論がある。これに対して Dignāga は、〈喩例支〉が独自の効用を果すことを再度強調した後、〈喩例支〉が世間一般の論証式におけるように、〈証因支〉から独立し、全く無関係であるなら、論証能力を持ちえないと指摘している。世間一般の論証式とは、例えば次のようなものである。

(2)′ 〈主張〉「音声は非恒常的である」

<証因>「作られたものであるから」

<喩例>「作られたものである瓶などは非恒常的である」

<適合>「音声も同様に作られたものである」

<結論>「従って、音声は非恒常的である」 (Cf. Nyāyabhāṣya ad NS Ia39, 服部和訳 p. 377)

この<喩例>は、<論証の主題>である「音声」と「作られたものである」という点で類似する事例「瓶」が「非恒常性」という<論証さるべき属性>を持つことを指摘するだけである。すなわち、<主題>とのある類似性と、その類似性を共有する「作られたもの」の間の「非恒常性」という類似性=共通性を示すだけで、Dignāga の論証式中の<喩例>のように<不可離の関係>を示さないから、積極的な意味での<論証支>とは認め難いのである。なお、Nyāya 学派の五支作法については、Nyāyabhāṣya ad NS Ia32-39 (服部和訳 pp. 371-379) を参照されたい。

5.7. 又因喩別、此有所立同法異法、終不能顯因与所立不相離性。是故但有類所立義、然無功能。

何故無能。以同喩中不必宗法宗義相類、此復余譬所成立故、成無窮。又不必定有諸品類。非異品中不顯無性有所簡別能為譬喩。⁽¹⁾ 故說頌言。

若因唯所立 或差別相類

譬喩成無窮 及遮遣異品 ⁽²⁾ <K.14>

世間但顯宗因異品同処有性為異法喩、非宗無処因不有性故定無能。

(1) Cf. PSV ad PS IV. 11 (2)=PS(V) IV. 11: gtan tshigs bcas pa'am bsgrub bya tsam, de khyad par gyi dpe yin na, dpe ni thug pa med pa dang, mi mthun phyogs las ldog med 'gyur, Tucci[4] fn. 84.

[和訳] 又、<証因>と<喩例>とが全く独立したものであれば、これ (= <喩例>) に<論証さるべきもの> (=主題) との類似性や非類似性があっても、<証因>と<論証さるべき[属性]>の間の<不可離の関係>を顯示できな

い。従って、ただ〈論証さるべきもの〉との類似があるだけで、〔論証〕能力はない。

〔反論〕 「どうして能力がないのか？」

〔答〕 〈類似の喩例〉において、必ずしも〈主張の主題の属性〉（＝証因）と〈主張内容〉（＝〈論証さるべき属性〉）との間に類似がなく、それは再び別の〈喩例〉によって論証さるべきであるから、〈無限後退〉（anavasthā）となってしまう。又、必ずしも〔喩例と主題とは〕あらゆる点で類似する訳ではない。〈異例群〉中に〔証因も〈論証さるべき属性〉も〕無いことを顕示せず、特定化さるべきものは、〔〈非類似〉の〕〈喩例〉とならない。従って詩頌に言う。

もし、〈証因〉、〈論証さるべき属性〉一般、あるいは特定の〈論証さるべき属性〉の点で類似するなら、〈喩例〉は〈無限後退〉となるか、もしくは〈異例群〉からの排除がみられなくなる。（第14偈）

世間一般〔の論証式〕では、〈論証さるべき属性〉（pakṣa）と証因それぞれの否定（異品）が同一物（例えば虚空）に存在することを顕示するものを〈非類似の喩例〉とするが、〔それは〕〈論証さるべき属性〉が無い所に証因が無いこと（＝証因の第三条件）〔を顕示し〕ないから、決して〔論証〕能力を持たない。

〔注記〕 前節に引き続き世間一般の論証式における〈喩例支〉が〈証因〉と全く無関係であるから論証能力を持たないことを述べる。第14偈に対応する PS IV. 11 に対する PSV を参照すると、前節にあげた論証式(2)′′ に関して以下のような〈喩例〉が考慮されていることがわかる。

〈喩例 1〉「瓶は、作られたものだから非恒常的である。音声も同様である」

〈喩例 2〉「音声は瓶のように非恒常的であるが、虚空のように恒常的ではない」

〈喩例 3〉「例えば〔特定の非恒常的な〕瓶の如し」

〈喩例 1〉の場合、証因が含まれている為、一見〈証因〉と〈喩例〉が関係

づけられているようにみえるが、証因と〈論証さるべき属性〉の間の論理的必然性があきらかでないから、さらに次々と別の〈喩例〉が必要であるという〈無限後退〉の誤謬となる。〈喩例 2〉の場合、「非恒常性」や「恒常性」一般に関して、「瓶」や「虚空」との類似・非類似が問題となっているが、矢張り〈不可離の関係〉は示されておらず、従って〈非類似の喩例〉に関して〈異例群〉からの証因の排除(第二条件)が明らかでない。〈喩例 3〉では特定の「非恒常性」が問題となっているので、矢張り普遍的な〈不可離の関係〉は示されておらず、〈異例群〉からの排除が明らかでない。以上、世間一般の論式中の様々な〈喩例〉が Dignāga の基準に従えば〈喩例〉の資格を持たず、〈論証〉の一部とみなしえぬことが述べられたのである。

5.8. 若唯宗法是因性者、其有不定応亦成因。⁽¹⁾

云何具有所立能立及異品法二種譬喩、而有此失。⁽²⁾

若於爾時、所立異品非一種類、便有此失。如初後三各最後喩。⁽³⁾

故定三相唯為顯因。由是道理雖一切分皆能為因顯了所立、然唯一分且說為因。

(1) ≡ PS IV. 12ab: phyogs kyi chos tsam nyid yin na, 'khrul pa yang ni gtan tshigs nyid, Tucci[4] fn. 84. (2) Cf. PSV (ad PS IV. 12c) 152a²⁻³: gang gi chos mthun pa nyid kyis dpe brjod pa de'i mi mthun phyogs la yang srid pa'i phyir 'khrul pa'i go skabs yod pa ma yin no. gang gi yang chos mi mthun pa nyid kyis dpe brjod pa de'i thun mong ma yin pa nyid ni mi mthun pa'i phyogs la yang srid pa'i phyir 'khrul pa'i go skabs yod pa yin gyi, gang gi yang gnyi ga brjod par bya ba de la 'khrul pa srid pa ma yin no zhes bya ba 'dir 'gyur na, Tucci, *loc. cit.* (3) Cf. PSV (ad PS IV. 12d) 152a⁴⁻⁵: phyogs kyi chos rnam dgu po rnam kyis gsum la dang po dang tha ma'i dpe brjod pa phyi ma dag la dpe gnyis po dag brjod kyang 'khrul pa srid pa yod pa yin no, Tucci, *loc. cit.*

〔和訳〕 もしく主張の主題の属性〉であることだけで〈証因〉となるなら、

〈不確定〉のものも〔正しい〕〈証因〉となってしまうだろう。

〔反論〕 「〈論証さるべき〔属性〕〉と〈論証する〔属性〕〉（＝証因）及び〔その両者の〕否定（異品法）よりなる二種の〈喩例〉を並記する場合にも、上述の誤謬があると言うのか？」

〔答〕 たとえそのような場合でも、〈論証さるべき〔属性〕〉の否定（＝〈異例群〉）が同一種類のものでない時には、先の誤謬がある。例えば、〔九句因の表において〕第一列・第三列のそれぞれ最後のもの（＝Ⅲ・Ⅸ）の〈喩例〉は、両喩例が述べられても〈不確定〉の証因を可能とする。

従って、〔正しい証因の満足すべき〕三条件とは、必ず〈証因〉を顯示する為だけのものである。このような理論に従えば、すべての〔論証〕支は〈証因〉であり、〈論証さるべきこと〉を顯示するものであるが、〔便宜上〕その一部（＝いわゆる〈証因支〉）のみを〈証因〉と呼ぶのである。

〔注記〕 Dignāga が単に〈主張の主題の属性〉であるだけでは正しい証因とは言えず、〈不確定の証因〉でもありうるというのに対して、反論者は〈同例群〉・〈異例群〉からそれぞれ実例をとり出して二〈喩例〉を並記すればその心配はないと言う。しかし、単に実例を列挙しても不十分である。例えば、九句因のⅢ・Ⅸのように〈異例群〉が一様ではなくて、「意志的努力の所産ではないもの」の中、稲妻のように非恒常的なものと、虚空のように恒常的なものがある場合(Ⅲ)、「非恒常的なもの」の中、行為のように触れることができないものと、瓶のように触れることができるものがある場合(Ⅸ)がある。従って、次のような論証式を構成しうる。

(19) 〈主張〉「音声は意志的努力の所産である」

〈証因〉「非恒常的であるから」

〈類似の喩例〉「例えば瓶の如し」

〈非類似の喩例〉「例えば稲妻の如し」

(20) 〈主張〉「音声は恒常的である」

〈証因〉「触れることができないから」

〈類似の喩例〉「例えば虚空の如し」

〈非類似の喩例〉「例えば瓶の如し」

いずれも両〈喩例〉を並記しうるが、証因の不確定性は排除しえない。それは〈異例群〉の二重性によるのである。

最後に Dignāga は、〈論証支〉はすべて証因の三条件に関わるものであり、それ故〈論証〉の一部とみなしえ、その意味で〈証因支〉と呼ばれうるはずだが、便宜的にその一部だけを〈証因支〉と呼ぶと述べている。

6. 如是略説宗等及似。即此多言説名能立及似能立。隨其所応為開悟他說此能立及似能立。

〔和訳〕 以上〈主張〉等とその〈誤謬〉とを簡単に説明した。すなわち、それら複数の言明を〈論証〉もしくは〈間違った論証〉と呼ぶ。それぞれしかるべく他者に知らしめる為に、この〈論証〉もしくは〈間違った論証〉を述べるのである。

〔注記〕 以上 NM § 1 より続いた〈主張〉・〈証因〉・〈喩例〉という三論証支に関する議論が終る。これらを「他者に知らしめる為に……述べるのである」という句が、後に PSV では〈他者の為の推理〉(parārthānumāna) という術語に結実するのであろう。ここまでの NM は PSV 第三・第四章の Dignāga の自説を述べる前段とかなりよく対応している。

1981. 9. 4.

(インド哲学助教授)

A Study of the Nyāyamukha (IV)

Shoryu KATSURA

—Synopsis—

- | | | |
|-------|--|---------------------|
| 5. | Def. of <i>dr̥ṣṭānta</i> | 2c ²⁻⁴ |
| | Verse 11 | |
| 5. 1. | <i>Sādharmya- & vaidharmya-dr̥ṣṭānta</i> | 2c ⁵⁻¹¹ |
| 5. 2. | Right formulation of <i>dr̥ṣṭānta</i> | 2c ¹¹⁻¹⁷ |
| | Verse 12 | |
| 5. 3. | <i>Dr̥ṣṭāntābhāsa</i> | 2c ¹⁷⁻²⁶ |

- 5.4. Are two *dr̥ṣṭāntas* necessary? 2c²⁶-3a³
- 5.5. Inferential process and functions of *pakṣa. hetu* & *dr̥ṣṭānta* 3a⁴⁻¹²
Verse 13
- 5.6. *Dr̥ṣṭānta* is necessary & it should be connected with *hetu.* 3a¹²⁻²⁰
- 5.7. *Dr̥ṣṭānta* in a popular syllogism criticized (1) 3a²⁰-b¹
Verse 14
- 5.8. *Dr̥ṣṭānta* in a popular syllogism criticized (2) 3b¹⁻⁷
6. Closing words for §§ 1-5 3b⁷⁻⁹

(to be continued)